

2025年12月1日策定

2026年2月3日改定

「チャイルドラインとすすめよう！包括的性教育推進キャンペーン」 ガイドライン

本ガイドラインは、特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター（以下「支援センター」）が主催する「チャイルドラインとすすめよう！包括的性教育推進キャンペーン」（以下「本キャンペーン」）における基本的なルールを定めるものです。

※ここでいう「包括的性教育」とは「国際セクシュアリティ教育ガイダンス（2018改訂版）（ユネスコを中心に開発・発表された包括的性教育の指針）」に基づくもの

1. 概要

- （1）名称と表記：チャイルドラインとすすめよう！包括的性教育推進キャンペーン
- （2）開始時期：2025年12月1日
- （3）活動場所：日本全国およびオンライン上（ウェブサイト・SNS等）

2. 目的

本キャンペーンは、子どもの権利条約の理念にもとづき、「性」を人権としてとらえ、すべての子どもが自分と他者を尊重し、安心して学べる社会を実現することを目的とします。

3. 趣旨

チャイルドラインには性に関する不安や悩みが多く寄せられ、性教育が不十分であることがうかがわれます。加えて、昨今の性犯罪の多発状況などから、「包括的性教育」の推進が「待ったなし」の状況です。同じ目的を持つさまざまな団体・個人と連携し、社会（子ども・おとな）や国へ働きかけることで、「包括的性教育」を推進するための世論の醸成、推進法の制定をめざします。

4. 主催・実施体制

支援センターが主催し、「包括的性教育推進キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」）」を設置します。また、支援センター事務局内に包括的性教育推進キャンペーン事務局を置きます。

5. 構成員

実行委員会、賛同する団体、企業、個人（18歳以上）で構成します。

6. キャンペーンの方角性

- （1）子どもに向けて：性に関する科学的かつ人権的アプローチに基づく学びを保障する

など

(2) 地域・社会に向けて：学習会や講演会を通じて包括的性教育を学ぶ機会をつくる

など

(3) 国・自治体に向けて：学習指導要領のいわゆる「はどめ規定」の撤廃

学習指導要領への「包括的性教育」導入、推進法の制定 など

7. 主な企画（予定）

- ・賛同団体・賛同企業・賛同者の募集
- ・キックオフイベント、記者会見、勉強会、YouTube 動画制作・配信、署名活動、政策提言など

8. 構成員の役割および活動

(1) 実行委員会

本キャンペーン全体の運営に関わる意思決定機関として、ガイドラインの策定、運営、広報、会計等の責任を負うものとします。

(2) 賛同団体・賛同企業・賛同個人

本キャンペーンの目的および趣旨に賛同し、目的達成のために自主的に活動・協働します。

①賛同にあたり、以下の要件を満たすものとします。

- ・実態をもつ団体・法人（連絡のとれる事務所や人があり、事業実績があること）、または18歳以上の個人である
- ・当ガイドラインに同意する
- ・以下の基準に合致している
 - 暴力団等反社会的勢力に該当しない
 - 政治団体が選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでない
 - 宗教団体が布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでない
 - 営利団体が営利活動や宣伝等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでない
 - 公序良俗に反する行為を目的として参加するものでない
 - 社会的責任として、子どもの権利および社会的課題に配慮し、積極的に取り組んでいる、または今後取り組む意志を有する
 - 日本の国内法および国際法等を遵守している

②本キャンペーンの趣旨で実施するイベント等について

- ・実施2週間前までに、タイトル・日時・会場・内容・URL等を事務局へ連絡する
- ・イベント終了後2週間以内に、参加人数や概要を報告する
- ・ロゴや素材使用は事前に事務局に申請する

③賛同団体・企業・個人名を公表する場合があります（匿名も可）。

④本キャンペーンの名称およびロゴを使用できるものとします。

⑤団体・企業、または個人の広報物やウェブサイトで「賛同団体」「賛同企業」「賛同者」と明記できるものとします。

⑥他の賛同団体・企業・個人と情報交換、協働アクションに参加できるものとします。

9. 登録取消し

本キャンペーンの趣旨または本ガイドラインに反する行為が確認された場合、公共性を損なうと判断される場合には、実行委員会は登録を取り消すことができるものとします。

10. 賛同金

任意で賛同金（一口 3,000 円から）を納入することができます。賛同金は、支援センターへの「用途を本キャンペーンに指定した寄付金」として扱います。

11. ガイドラインの変更

本ガイドラインの変更は、実行委員会で協議の上決定します。

特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター（認定 NPO）
〒162-0808 東京都新宿区天神町 14 神楽坂藤井ビル 5F
TEL：03-5946-8500 E-mail: info@childline.or.jp